

2026年6月15日（月）
 愛知県尾張県民事務所環境保全課
 環境保全第二グループ
 担当 渡辺、西田
 ダイヤルイン 052-961-7255
 愛知県環境局環境政策部水大気環境課
 水・土壌規制グループ
 担当 内田、勝山
 内線 3050、3008
 ダイヤルイン 052-954-6225

小牧市における土壌・地下水汚染について

株式会社バロー（岐阜県多治見市）が、小牧市内の落合ヘルド株式会社跡地において、土壌汚染状況調査を実施したところ、土壌・地下水汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、事業者に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

1 報告内容

(1) 報告者

株式会社バロー

(2) 報告年月日

2026年6月15日（月）

(3) 汚染が判明した土地の所在地

小牧市大字こまきはらしんでん小牧原新田字たかのはし鷹之橋615番2並びに604番1、604番2、604番3、606番4、608番、608番1、615番3、615番4及び615番6の各一部

(4) 報告の根拠

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）

(5) 調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり、法に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注2}
六価クロム化合物	0.067mg/L (1.3倍) ^{注1}	0.05mg/L 以下	0～0.5m	1／74
シアン化合物	1.1mg/L	検出されないこと	0～6.4m	5／74
鉛及びその化合物	0.63mg/L (63倍) ^{注1}	0.01mg/L 以下	0～5.0m	20／74
ふっ素及びその化合物	2.4mg/L (3.0倍) ^{注1}	0.8mg/L 以下	0～1.0m	3／74
ほう素及びその化合物	11mg/L (11倍) ^{注1}	1mg/L 以下	0～2.0m	5／74

注1：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

イ 土壌含有量

次表のとおり、法に規定する土壌含有量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌含有量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注2}
鉛及び その化合物	850mg/kg (5.7倍) ^{注1}	150mg/kg 以下	0～1.0m	3／74

注1：()内は土壌含有量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

ウ 地下水

次表のとおり、法に規定する地下水基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	地下水 基準	超過井戸数 ／調査井戸数
シアン化合物	1.5mg/L	検出されない こと	2／5

(6) 当該地の現在の状況

土壌汚染が判明した場所は、コンクリート舗装又は不透水シートで覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

事業者は、汚染土壌を全て掘削除去する予定です。

県は、事業者に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するように指導していくとともに、関係行政機関と連携して、汚染が判明した土地の周辺調査及び井戸所有者に対する情報提供等を実施します。

また、周辺の飲用井戸の有無等を調査した上で、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準を超過した区画を法に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

3 事業者の連絡先

株式会社バローホールディングス 店舗開発本部 店舗開発部 用地課

住所：岐阜県多治見市大針町 661-1

電話：090-3711-4933

4 調査対象地の概要

(1) 面積

7,087.08 m²

(2) 調査対象地の利用状況

調査対象地は、1961年から2026年まで落合ヘルド株式会社の敷地として利用されてきました。現在は未利用地として管理されています。今回汚染が判明した六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物は、調査対象地内において取扱履歴があるものの、漏洩等の事故については、記録はありません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○基準を超過した特定有害物質について

・六価クロム化合物

六価クロム化合物の毒性として、溶液にさわったり、非常に細かい粒子を含む蒸気を吸い込むことによって、手足、顔などに発赤、発疹が起こり、炎症が生じることが知られています。また、鼻の粘膜やのどへも炎症が生じやすく、ひどくなると鼻中隔の内部の組織にまで炎症が及ぶことがあります。

・シアン化合物

無機シアン化合物は、非常に強い毒性をもっています。これはシアン化合物が呼吸酸素の鉄や銅と結合することによって、組織呼吸（内呼吸ともいわれ、血液で運ばれた酸素が各組織に取り込まれ、そこで生じた二酸化炭素を取り去る過程）を抑制するためです。高濃度のシアン化合物を取り込んだ場合は短時間で死に至ります。また、低濃度のシアン化合物を取り込み続けると、頭痛、めまいなどを起こすとの報告があります。

・鉛及びその化合物

化合物によって毒性は異なりますが、高濃度の鉛による中毒の症状としては、食欲不振、貧血、尿量減少、腕や足の筋肉の虚弱などがあります。

体内に取り込まれた鉛は血中などに分布したあと、90%以上が骨に沈着します。主に尿に含まれて排泄されますが、体内の濃度が半分になるには約5年かかり、長く体内に残ります。

・ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9~1.2mg/Lの濃度で12~46%の人に軽度の斑状歯^{はんじょうし}が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では、1.4mg/L以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を1日4mg以下としています。

（参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」）

・ほう素及びその化合物

急性毒性としては、悪心、嘔吐、下痢、腹痛等の症状を起こします。ホウ酸の中毒量は成人で1～3 g、経口致死量は成人で15～20 g、幼児で5～6 g、乳児で2～3 gとされています。また、慢性毒性としては、ホウ酸水でうがいを続けたときなどに起きる食欲不振・無力症等のほか、ホウ酸を添加した食品の摂取による消化管障害の報告があります。

(参考：改訂4版 水道水質基準ガイドブック 日本環境管理学会編)